令和７年度　いじめ対応フロー図　　（　　岐阜聾　　）学校

いじめ（と疑われる）事案の発生

↓ 早期発見

生徒・教師・保護者・地域住民　等

↓ 通報　← 記録開始 5W1H

担任・部担当・部活動顧問・教科担任・養護教諭・生徒指導部生徒支援係　等

↓ 全て報告

管理職
校長・教頭・部主事

← 全て報告

いじめ担当者
生徒指導主事
(058)271-3766

↓

いじめの認知
事実関係の把握
対応方針の決定
いじめの有無の判断
等

【生徒指導委員会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭・部主事）

生徒指導主事・教務主任・担任・養護教諭・
生徒指導部生徒支援相談係　等

（必要に応じて）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
弁護士、医師、警察官経験者　など

教育委員会
学校安全課

地域担当
生徒指導主事

支援

全て報告

連携

【関係機関】
・岐阜南警察署
Tel(058)276-0110
・中央子ども相談ｾﾝﾀｰ
Tel(058)201-2111
・岐阜法務少年支援ｾﾝﾀｰ
Tel(058)232-1123
・岐阜市役所
Tel(058)265-4141
※児童生徒の居住地によっては所管機関が異なる場合がある。

↓

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議　】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内メールでの情報共有

↓

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言